

# 会 則

## 施設等利用規定

# 料 金 表

宮城県黒川郡大郷町東成田字長松沢山6-1

合同会社えにしホースパーク

# えにしホースパーク会則

## 第1章 総則

(会則制定の目的)

第1条 この会則は、合同会社えにしホースパーク（以下クラブという）が運営管理する施設の安全かつ円滑な運営管理を図るため必要な事項を規定することを目的とする。

(クラブ運営管理の目的)

第2条 クラブは、その会員に馬術の習得を通じて心身の鍛錬、動物愛護精神の涵養を図る場の提供や馬とのふれあいによる豊かな人生を得るための自由でスローな乗馬ライフを楽しむ場を提供する。

また、会員相互の親睦を密にすることにより、広く乗馬の普及を図ること、並びに豊かな自然を活用したグリーン・ツーリズムを展開し、都市と農村の交流を活性化することを目的とする。

(事業)

第3条 クラブは、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 馬術の指導
- (2) 乗馬の飼育、調教、訓練
- (3) 馬術競技会、馬術講習会、乗馬教室、野外騎乗ツアーの開催
- (4) 養老馬の受け入れ
- (5) 会員親睦会の開催
- (6) 豊かな自然を活用したグリーン・ツーリズムの展開
- (7) その他目的達成に必要な事業

## 第2章 会員

(会員の種類)

第4条

- (1) 個人会員 クラブの目的に賛同し、入会を認められた者。
- (2) 法人会員 記名式と無記名式がある。クラブの目的に賛同し、入会を認められた法人。
- (3) 名誉会員

(会員の資格)

第5条 クラブの目的に賛同し、会員として入会を希望する者は、所定の様式による入会申込書をクラブ運営責任者に提出し、その承認を得た上、別途定める入会金を納入することにより、会員としての資格を得るものとする。

2. 会員の資格は譲渡できない。
3. 次の各号に該当する場合、会員はその資格を失うものとする。  
但し、この場合、既納の入会金、既経過の会費は返却されない。
  - (1)退会を希望し、退会希望日の1ヶ月前までに所定の様式による退会届を運営責任者に提出し、受理されたとき
  - (2)会員が死亡したとき
  - (3)会員が連続して3ヵ月以上会費を納入しないとき
  - (4)会員に本会則およびこれに関して定められた諸規定に著しく違背する行為のあったとき
  - (5)飲酒運転など反社会的な行為により、会員がクラブの名誉を傷つけたとき

(会員の権利と義務)

第6条 会員は、別途定める規程に従い、クラブの施設を利用し、その保有する乗馬（以下「クラブ所有の馬」という。）に騎乗することができる

2. 会員は、別途定める規程に従い、その所有する乗馬（以下「自馬」という。）の飼育管理をクラブに委託し、その施設を利用して騎乗することができる。
3. 会員は、別途定める会費、騎乗料金等の納入を遅滞なく行うとともに、クラブの目的達成のためその運営に積極的に協力するものとする。
4. 会員は、クラブに届け出た住所、勤務先その他の事項に変更を生じた場合は、その旨を速やかに文書をもって代表者に届け出なければならない。

### 第3章 その他

(事故責任)

第7条 騎乗中その他、クラブ施設内外における会員、外来者の人的、物的事故についてクラブは、一切その責任を負わない。

(定休日)

第8条 クラブの定休日は、月曜日とする。ただし、定休日が祝日にあたる場合は、原則として翌日に振り替える。

(入会金返戻の特例)

第9条 クラブが自己の都合により、現在の所在地におけるその営業を中止してクラブを閉鎖し、あるいは所在地を他に移転して営業する場合これを事由として退会を希望する会員に対し、クラブは第5条第3項の規定にかかわらず、特例として入会后3年未満の会員に対しその経過年数に応じ、入会金の一部を返戻するものとする。

但し、経過年数の計算は実際の退会日の如何にかかわらず、当該会員の入会の日よりクラブの営業中止の日までとするものとする。

(規定に定めない事項等)

第10条 本会則を含めクラブがその運営管理のため制定した各規定に定めない事項の取扱、または規定の解釈について重大な疑義を生じた場合は、代表者が誠意をもって決定する。

(規定の制定及び改廃)

第11条 本会則を含むクラブの運営管理に必要な各種規定の制定及び改廃は、代表者がこれを決定し、クラブハウス及びクラブのサイトに掲示することをもって会員に通知するものとする。

以上

付 則 本会則は平成18年4月1日から施行する。

付 則 本会則は平成19年9月1日から施行する。

付 則 本会則は平成20年2月1日から施行する。

付 則 本会則は平成26年4月1日から施行する。

付 則 本会則は平成27年11月4日から施行する。

## えにしホースパーク施設等利用規程

### (総則)

第1条 本規程は、会則第6条に定める会員の権利としてのクラブ施設等の利用、およびその他の各条に定める諸料金につき、その詳細を定めるものである。

2 会員以外の者のクラブ施設等の利用および諸料金に関する各種料金の規程は、別に定める。

### (料金の納入)

第2条 会員は、料金表(本規程別表)に定める諸料金を納入することにより、クラブの施設を利用し、クラブ所有の馬に騎乗すること、または会員の自馬に騎乗すること(以下「施設等の利用」という。)ができる。

また、会員は、同表に定める諸料金を納入することにより、その自馬の繋留管理をクラブに委託し、その施設を利用して騎乗することができる。

### (注意義務)

第3条 会員は、施設等の利用にあたり、これらをみだりに損傷しないよう、また、他の会員の迷惑とならないよう注意しなければならない。

2 故意、または重大な不注意により施設、またはクラブ所有の馬を損傷した場合、当該会員はクラブに対し損害賠償の義務を負うものとする。

### (利用時間)

第4条 会員による施設等の利用は、別に定めるクラブの営業時間内に限るものとする。

### (私物の持込)

第5条 会員は、ロッカー、鞍置場等クラブが指定した場所以外のクラブ施設内に私物を持込んで서는ならない。

2 会員が退会する場合は、前項の指定場所に保管中の私物を、自己の責任において、速やかに持ち帰らなければならない。

3 前項の規程にかかわらず放置された私物について、クラブは保管の義務を負わない。

### (危険防止)

第6条 会員は、騎乗にあたり、人馬の事故防止に十分注意を払い、ヘルメット、チンハーネスその他クラブの定める安全防具を着用する他、指導員の指示により定められた場所において騎乗しなければならない。

2 前項の規程に反して騎乗した会員、または酒気帯び等危険と判断される状態にある会員に対して、クラブはその騎乗の中止を命じることができる。この場合、当該会員は、直ちにその指示に従わなければならない。

(装鞍・手入)

第7条 騎乗の前後における装鞍、手入れは、クラブ所有の馬、自馬ともに当該馬匹に騎乗する会員が責任をもって行うものとする。

(騎乗時間)

第8条 会員によるクラブ所有の馬の騎乗は、45分を一鞍とし、その開始、終了時間はクラブが定める。

(騎乗申込)

第9条 クラブ所有の馬の騎乗を希望する会員は、希望騎乗日時をクラブに予約し、騎乗当日に料金表に定めるクラブ所有の馬の騎乗料を納入の上、開始予定時間の30分前までに受付を行うものとする。

(自馬の預託)

第10条 会員は、別途定める契約条件により、その自馬の繋留管理をクラブに委託し、その施設を利用して騎乗することができる。

2 自馬を預託する会員は、その入厩に先立ち料金表に定める入厩料を納入し、また、毎月の預託料を料金表の規程に従って納入しなければならない。

3 クラブは善良な管理者としての注意をもって、自馬の飼育管理にあたるものとする。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、会則第11条に定めるところによる。

以上

付 則 本会則は平成18年4月1日から施行する。

付 則 本会則は平成19年9月1日から施行する。

## えにしホースパーク料金表

会則第5条第1項に定める入会金、その他会員の施設利用、ならびにクラブ所有の馬の騎乗等に関する各種料金は別表のとおりとする。

(入会金返戻の特例)

- 1 会則第9条に定める入会金返戻の特例は次の基準によるものとする。
  - (1) 入会后、営業中止までの経過年数2年以上、3年未満の会員に対し、既納の入会金の金額の10パーセントを返戻する。
  - (2) 入会后、営業中止までの経過年数1年以上、2年未満の会員に対し、既納の入会金の金額の30パーセントを返戻する。
  - (3) 入会后、営業中止までの経過年数1年未満の会員に対し、既納の入会金の金額の50パーセントを返戻する。

(会費)

- 2 会費は、現金、または振り込みによるものとし、その前月の末日までにクラブへ入金するものとする。

(騎乗予約)

- 3 会員は予約により、騎乗するものとする。前日の午後5時以降にキャンセルする場合は、騎乗料の半額を納入するものとする。

(私物保管場所使用料)

- 4 会員の私物を保管する場所の提供を希望する場合は、使用申込書を提出し、使用料を納入しなければならない。  
ただし、私物の盗難等の事故についてクラブは、その責を負わない。

(競技会参加費)

- 5 会員が競技会に参加する場合は、各競技会ごとに定められるエントリー料、障害等保険料及び登録料を参加申し込み時に納入し、馬匹輸送費その他の諸経費を精算払により納入するものとする。
  - (2) 会員がクラブ所有の馬により競技会に参加する場合は、所定の借馬料を納入しなければならない。

(自馬預託料)

6 自馬預託料は、現金、または振り込みによるものとし、その前月の末日までにクラブへ入金するものとする。

ただし、入厩時における預託料はこの限りではない。

(2)入厩時および退厩時における当該月の預託料金額の計算は、原則として日割り計算によるものとする。

(3)自馬の医療費その他契約により預託料に含まれない費用については、クラブから請求があり次第、支払わなければならない。

(自馬入厩料)

7 会員が自馬をクラブに預託する場合は、その入厩に先立ち自馬入厩料を納入しなければならない。

(2)自馬入厩料は、自馬入厩の都度納入するもので、これを権利として他に譲渡、あるいは貸与することはできない。

ただし、自馬の売却、または死亡による退厩後、同一会員が、原則として3か月以内に代替の自馬を入厩させた場合に限り、前項の規定にかかわらず自馬入厩料の納入は免除されるものとする。

(料金改定)

8 本表記載の料金の改定は、会則第11条に定めるところによる。

以上

付 則 本料金表は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 本料金表は、平成19年9月1日から施行する。

付 則 本料金表は、平成20年2月1日から施行する。

付 則 本料金表は、平成20年10月1日から施行する。

付 則 本料金表は、平成26年4月1日から施行する。



別表

## 個人料金表

平成26年4月1日以降適用

		一般会員	平日会員	ビジター	単位
入会金		32,400	32,400	—	円/名
月会費		8,640	4,320	—	円/名
休会中の月会費		2,160	2,160	—	円/名/月
騎乗料	練習馬	1,800	1,800	平日 7,700 休日 8,800	円/鞍
	競技馬C	2,300	2,300		円/鞍
	競技馬B	2,800	2,800	—	円/鞍
	競技馬A	3,300	3,300	—	円/鞍
	競技馬特A	5,500	5,500	—	円/鞍
競技会借馬料	練習馬	5,000	5,000	—	円/頭/1競技
	競技馬C	8,000	8,000	—	円/頭/1競技
	競技馬B	9,000	9,000	—	円/頭/1競技
	競技馬A	10,000	10,000	—	円/頭/1競技
	競技馬特A	30,000	30,000	—	円/頭/1競技
流鎧馬レッスン		1,600	1,600	3,200	円/鞍
外乗45分		5,400	5,400	10,800	円/鞍
外乗90分		10,800	10,800	21,600	円/鞍
有資格者レッスン		600	600	—	円/鞍
障害レッスン		1,100	1,100	—	円/鞍
時間外レッスン		600	600	—	円/鞍
鞍置き料		864	864	—	円/月
ロッカー使用料		1,080	1,080	—	円/月
自馬預託料		64,800	64,800	—	円/頭/月
自馬入厩料		108,000	108,000	—	円/頭
ビジターレッスン3回コース		—	—	21,600	円
ビジターレッスン5回コース		—	—	32,400	円
体験乗馬		—	—	2,100	円/鞍
ひき馬		—	—	1,100	円/鞍

- ※ 個人料金表の金額はいずれも税込みです。
- ※ 練習馬、競技馬のクラス分けについては、クラブが随時決定します。
- ※ ビジターレッスン3回コース、5回コースの有効期間は2カ月以内です。
- ※ 休日とは土曜日、日曜日、祝日とし、平日はそれ以外の日とします。

## 法人会員料金表

平成26年4月1日以降適用

	記名式		無記名式
	騎乗料込	騎乗料別	1口当たり30鞍/月騎乗可
入会金	100,000		150,000
月会費	記名者数 × (8,000円 + 月希望鞍数 × 3,000円)	記名者数 × 8,000円	30,000
騎乗料	—	一般会員価格	一般会員価格 + 300円
外乗	一般会員価格	一般会員価格	一般会員価格 + 1,000円 5日前までに予約が必要

- ※ 法人会員料金表の金額はいずれも税抜きです。
- ※ 記名式の法人会員様にはスポーツ安全保険にご加入いただきます。
- ※ 記名式、騎乗料込コースで月希望鞍数を超える騎乗の場合は、一般会員価格で騎乗できます。
- ※ 無記名式のお客様の外乗は保険に加入しますので、5日前までにご予約をお願いいたします。
- ※ 無記名式は複数口の入会が可能です。
- ※ 法人会員の入会時に全部事項証明書(コピー可)のご提出をお願いいたします。